



EY Taiwan JBS NEWSLETTER

May 2026



The better the question. The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- May 2026 -

台湾の租税優遇と日台で求められるミニマムタックス

■ はじめに

今回のJBS NEWSLETTERでは、台湾における租税優遇の活用にあたって、台湾のミニマムタックス税制(AMT: Alternative Minimum Tax)及び日本のグローバル・ミニマムタックス(GMT: Global Minimum Tax)の観点も踏まえた留意点を解説します。

台湾では投資抵減や各種税額控除の制度が拡充されており、選択肢が広がっています。その一方で、ミニマムタックスの枠組み上、税額が下がり過ぎると優遇の効果が想定通りに得られないことも起こり得ます。また、日本では、一定規模以上の多国籍企業グループを対象に、国別実効税率が15%に至るまで追加で納税が求められるグローバル・ミニマムタックスの枠組みが導入されています。

本稿では、台湾における主な租税優遇の整理のほか、台湾単体での税務の最適化にとどまらず、日本の税制も見据えたグループ全体最適の観点から、日台ミニマムタックス税制における検討ポイントを整理します。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 台湾における主な租税減免項目
- 台湾で求められるミニマムタックスの概要
- 日系企業として把握しておくべき日本のグローバル・ミニマムタックスのうち所得合算制度の概要

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

台湾の租税優遇と日台で求められるミニмумタックス

台湾における租税優遇



台湾における主な租税減免項目

申請を検討できる租税減免項目

法人所得税申告時に、業種別・運営形態・支出内容に応じて、各種租税減免措置の適用をすることができます。以下、実務上一般的な租税減免項目を整理しました。

	バイオ・医療産業	製造業及びその他	中小企業
研究開発費用	バイオ・医療条例第5条 (研究開発投資税額控除)	産創 第10条 (研究開発投資税額控除)	中小企業発展条例 第35条 (研究開発投資税額控除)
	産創 第12-1条 (知的財産権の譲渡・ライセンスによる所得控除/加倍控除)		
ハードウェア ソフトウェア	産創 第10-2条 (先端的イノベーション研究開発)		
	産創 第10-2条 (先端製造プロセス向けの新規機械設備投資支出)		
	バイオ・医療条例第6条 (機械/設備/システム)	産創 第10-1条 (ハードウェア、ソフトウェア、技術、技術サービス投資: スマートマシン/5G/情報セキュリティ/AI/省エネ・CO2削減)	
その他	産創 第23-3条 (ソフト・ハードウェア支出 (未処分利益課税所得の控除))		
	運動産業発展条例 第26-2条 (金支出)		
	予備役軍人召集優待条例 第8条 (召集従業員の給与)		
			中小企業発展条例 第36-2条 (賃上げ、雇用拡大)

上記のうち、多くの企業が活用している産業創新条例(産創) 第10条-1については、EY JBS NEWSLETTER 2025年10月号「改正産業創新条例10条の1の設備投資租税優遇の適用ポイント」をご参照ください。

租税減免の申請にあたっての留意点

上記の租税優遇は、要件を満たすのであれば、基本的に評価の上、申請を検討できます。ただし、これらの租税優遇を「最大限に使う」ことが必ずしも台湾企業ないしグループ全体の税負担に対して最も有利に働くとは限りません。実際の適用にあたっては、台湾におけるミニмумタックス税制及び日本におけるグローバル・ミニмумタックスの影響を踏まえて総合的に検討する必要があります。

台湾の租税優遇と日台で求められるミニмумタックス

台湾におけるミニмумタックス税制



ミニмумタックス税制の概要

ミニмумタックスの納税対象者

- ミニмумタックス税制の実施対象には、「営利事業者」のほか、居住者の定義に合致する「個人」も含まれますが、租税優遇を適用していない、または納付した一般所得税額が基本税額を上回っている者については課税対象に含まれません。

営利事業者に係るミニмумタックス(基本税額)の計算方法



ミニмумタックスの計算チェック

一般所得税額	ミニмумタックス(基本税額)
課税所得額	課税所得額+房地合一2.0所得 +) 特定の免税所得等 (注1) +) 費用の倍額・割増控除額 (注2) -) 控除額 600千台湾元
× 所得税率 20%	基本所得額 × 基本税率 12% (注3)
納付税額 +) 房地合一2.0税額 -) 投資税額控除	
納付税額	ミニмумタックス(基本税額)
 大きい方を採用	

注1 特定の免税所得等

ミニмумタックス計算上の基本所得額において、免税や停止課税とされる一定の所得を加算して算定します。例えば、証券・先物取引所得(所得税が停止となっている所得)や、特別法に基づく免税所得、国際金融業務支店の免税所得等が含まれます。

注2 費用の倍額・割増控除額

費用の倍額・割増控除項目は、通常所得を圧縮できる一方、財政部公告の対象項目はミニмумタックスの基本所得額に加算されます。例えば、中小企業の賃上げ・雇用拡大、知的財産権に対する研究開発支出、運動産業発展条例に基づく金等に係る費用倍額・割増控除額が含まれます。

注3 基本税率

現行ルール上、基本税率は12%となっていますが、現在一定の多国籍企業グループ向けに基本税率を15%へ引き上げる改正案が示されています。さらに、グローバル・ミニмумタックスの導入についても検討が進められています。当該改正及び導入は、現時点では正式に公布・施行されていないため、2025年度の法人所得税申告では当該基本税率は引き続き12%となりますが、今後の改正公布・施行に留意が必要です。

台湾の租税優遇と日台で求められるミニмумタックス

台湾におけるミニмумタックス



租税優遇及びミニмумタックスの影響に関する事例分析

税務申告への影響及び申告額の計算－事例紹介（徴収率12%を例とする）

租税優遇の適用戦略を策定する際、営利事業に係るミニмумタックスが全体の税負担に与える影響について見落とされがちであり、その結果、優遇の効果が期待通りにならない場合があります。以下では、簡便的な事例及び計算を用いて説明します。

■ 事例背景（未処分利益に対する課税は発生していないものとする）:

A社（免税所得が高い）とB社（免税所得が低い）は、ともに費用の倍額・割増控除並びに投資税額控除を適用することができます。この前提のもと、次ページにおいて2つのシナリオを仮定し、納付すべき税額についてシミュレーション計算及び比較を行います。

単位：千台湾元

項目	A社	B社
課税所得額 （下記の特定の免税所得及び費用倍額・割増控除額を差し引く前の金額）	360,000	360,000
基本所得に加算すべき特定の免税所得額	60,000	40,000
基本所得に加算すべき費用の倍額・割増控除額	6,000	6,000
基本所得からの控除金額（一定額）	600	600
投資税額控除	20,000	20,000



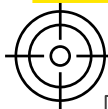
台湾の租税優遇と日台で求められるミニмумタックス

台湾におけるミニмумタックス



租税優遇及びミニмумタックスの影響に関する事例分析

税務申告への影響及び申告額の計算－事例紹介(徴収率12%を例とする)(続)



状況1の説明: 投資税額控除のみを申告した場合

A社は免税所得が多く、かつ投資税額控除の申告額も多いため、ミニмумタックスを納付する必要があります。一方、B社はミニмумタックスを納付する必要はありません。

単位: 千台湾元

	A社		B社	
	一般税額	ミニмумタックス	一般税額	ミニмумタックス
課税所得額	300,000	300,000	320,000	320,000
最低税負担項目(+)		59,400		39,400
基本所得額(=)		359,400		359,400
税率	20%	12%	20%	12%
税額A	60,000	43,128	64,000	43,128
投資税額控除の上限(A*50%)	30,000	0	32,000	0
当期申告の投資税額控除額	20,000	0	20,000	0
納付すべき税額	40,000	43,128	44,000	43,128
大きい方を採用		V	V	



状況2の説明: 投資税額控除及び費用の加算・倍額控除を申告した場合

A社、B社は関連費用の控除及び投資税額控除を申告していますが、結果として、いずれもミニмумタックス制度の適用対象となります。

単位: 千台湾元

	A社		B社	
	一般税額	ミニмумタックス	一般税額	ミニмумタックス
課税所得額	294,000	294,000	314,000	314,000
最低税負担項目(+)		65,400		45,400
基本所得額(=)		359,400		359,400
税率	20%	12%	20%	12%
税額A	58,800	43,128	62,800	43,128
投資税額控除の上限(A*50%)	29,400	0	31,400	0
当期申告の投資税額控除額	20,000	0	20,000	0
納付すべき税額	38,800	43,128	42,800	43,128
大きい方を採用		V	V	

ここまでは、台湾におけるミニмумタックスについて解説をしました。

次ページからは、日系企業として把握しておくべき日本のグローバル・ミニмумタックス制度のうち所得合算制度の概要について解説します。

台湾の租税優遇と日台で求められるミニIMUMタックス 日本におけるグローバル・ミニIMUMタックス



日本におけるグローバル・ミニIMUMタックス課税の概要

IIR(所得合算ルール: Income Inclusion Rule)

- 日本では、OECDのGloBEルール(グローバル税源浸食防止ルール)に基づくグローバル・ミニIMUM課税(Pillar 2)に対応し、一定規模以上の多国籍企業グループを対象に、国・地域ごとに最低税率15%を確保する仕組みが確立されています。一般に15%に至るまでの不足分はトップアップ税(Top-up Tax)と呼ばれます。
- このうち日本では、まずIIR(所得合算ルール)により、一定の場合に親会社側で国別のトップアップ税額を計算し、申告・納付する枠組みが導入されています。

所得合算ルールにおけるグローバル・ミニIMUMタックスの考え方

- 連結総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業が対象
- 構成会社等とは、日本の連結財務諸表にて連結されている個々の会社を指します。子会社のみならず、支店や建設現場等の恒久的施設(PE: Permanent Establishment)も、独立した別個の構成会社等として取り扱われます。

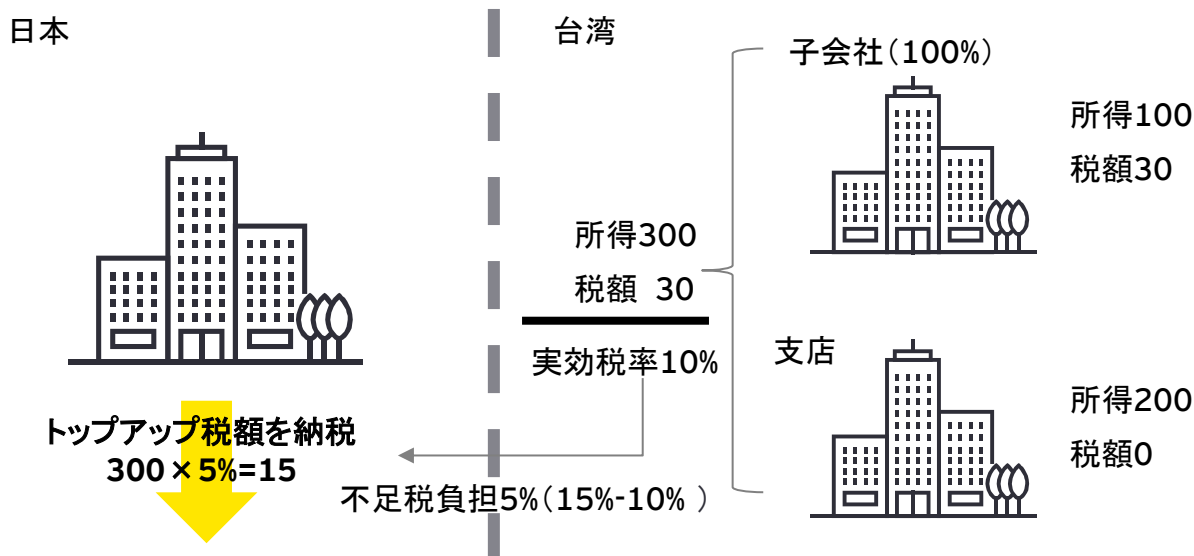
対象

年間収入金額7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループ

※原則として直前4事業年度のうち最低2事業年度の年間収入金額が閾値(しきいち)を超えていること+多国籍の企業グループであること

コンセプト

各構成会社の所得と税額を計算して、国・法域ごとに合算し実効税率を算定し、実効税率と最低税率(15%)の差(トップアップ税額)を追加課税



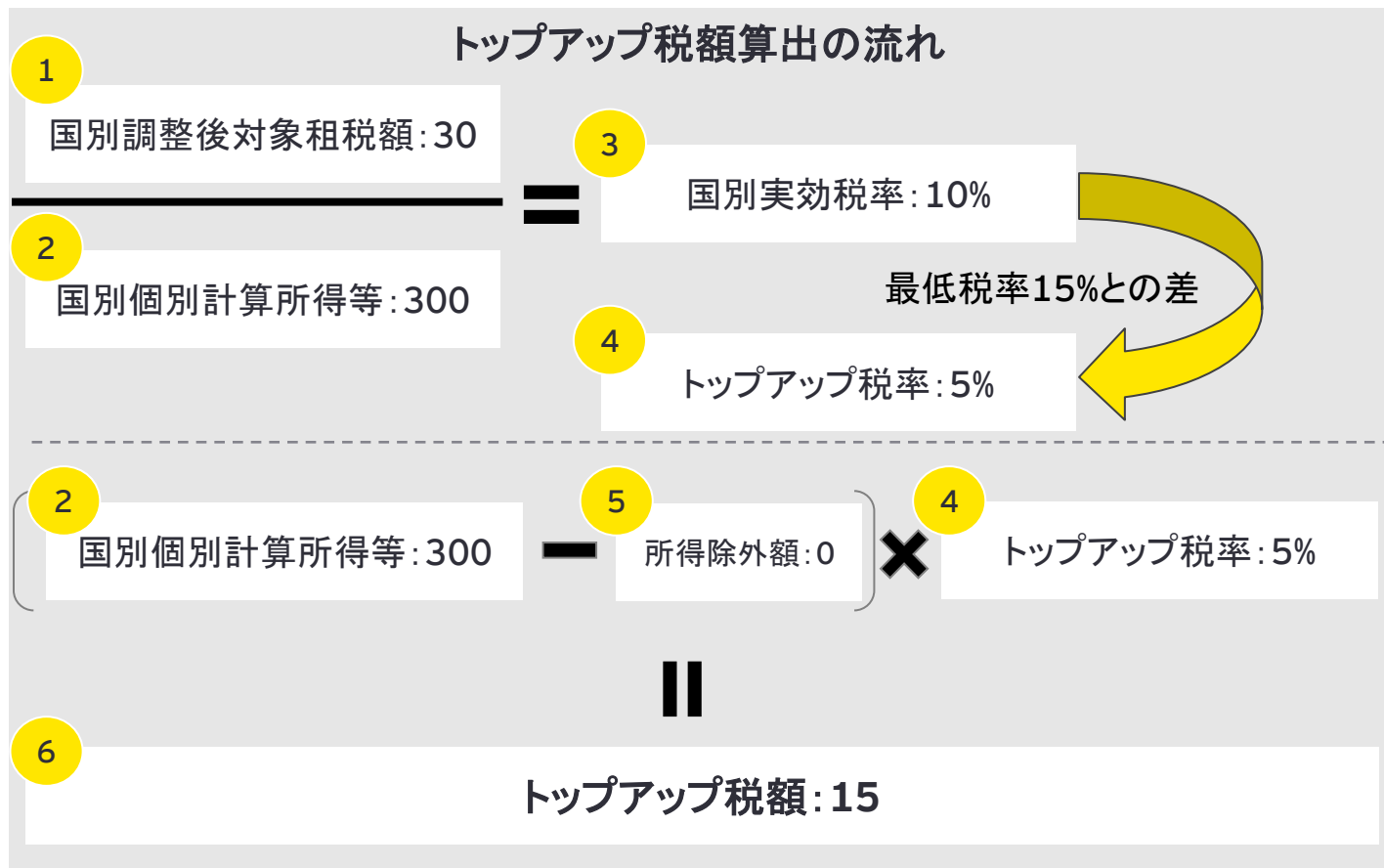
(注)コンセプト理解のため上記事例は簡便的な事例を用いていますが、本来は各構成事業体のGloBE所得または損失の計算は、財務会計上の数値から出発しますが、複雑な調整が求められます。

台湾の租税優遇と日台で求められるミニмумタックス 日本におけるグローバル・ミニмумタックス



日本におけるグローバル・ミニмумタックス課税の概要

トップアップ税額計算の概要



- まず、①国別調整後対象租税額(分子)と②国別個別計算所得等(分母)から、③国別実効税率を算出します。
- ①国別調整後対象租税額は、原則として会計上の法人税等の額と法人税等調整額の合計額となりますが所定の調整が求められます。特に法人税等調整額については複雑な調整が必要となります。
- ②国別個別計算所得等は、財務会計上の税引後当期純利益から、所要の調整を行い計算します。調整には、一定の受取配当金やキャピタルゲインの除外等が含まれます。
- ③国別実効税率が15%を下回ることとなった場合、15%との差異が④トップアップ税率となります。
- ②国別個別計算所得等から⑤実質ベースの所得除外額を控除した残額を超過利益と言い、当該超過利益に④トップアップ税率を乗じたものが、⑥トップアップ税額となります。なお、⑤実質ベースの所得除外額とは、一定の給与等の額または一定の有形資産の帳簿価額に対する一定割合(原則5%、経過措置あり)を乗じた額を言います。なお、ここでは事例の簡便化のためゼロと仮定して計算しています。

台湾の租税優遇と日台で求められるミニмумタックス 日本におけるグローバル・ミニмумタックス



日本におけるグローバル・ミニмумタックス課税の概要

移行期間CbCRセーフハーバー(3年間)

- 前ページに記載の通り、原則的には国ごとに詳細なGloBE計算をし、トップアップ税額を算定します。一方で、各国・各社に対して当該計算や管理を実施することは実務上の負担が大きいため、一定期間に限り、既に作成しているCbCR(国別報告書)の数値等から判断し、一定の国はトップアップ税額をゼロ扱いにできる仕組みがあります。これを移行期間CbCRセーフハーバーと呼び、以下の3つの要件のいずれかを満たす国については、トップアップ税額がゼロとされます。

デミニマス要件	総収入 < 1,000万ユーロ かつ 税引前利益 < 100万ユーロ
実効税率要件	実効税率(対象租税額 ÷ 税引前利益(0を超える場合)) ≥ 15% ※基準となる税率は、3年間にわたり15%、16%、17%と上昇
通常利益要件	(税引前利益 - 実質ベースの所得除外額) ≤ 0

- なお、当該セーフハーバーは、2024年4月1日から2026年12月31日までの間に開始する対象会計年度においてのみ適用可能です(3月決算の場合2025年3月期から2027年3月期)。

台湾における租税優遇・AMT及び日本のGMTを踏まえた考察



台湾では産業創新条例等による投資抵減や各種税額控除といった租税優遇の選択肢が拡充されている一方で、台湾のミニмумタックスの枠組み上、税額が下がり過ぎた場合、優遇の効果が想定通り得られないことも起こり得ます。また、日本ではBEPS2.0(Pillar 2)に対応した実効税率が15%に満たない国・法域に対するトップアップ課税がなされるグローバル・ミニмумタックス制度があります。

したがって、台湾拠点における租税優遇の適用にあたっては、日台双方のミニмумタックスを同時に踏まえた最適な税務戦略が必要となります。ミニмумタックス制度に抵触し、思い通りの租税優遇が得られない場合には、例えば、産業創新条例10条の1であれば、単年度の税額控除ではなく、3年にわたった税額控除も認められていることから、一定期間における総合的な税負担の検討も重要と言えます。このように、あらゆる角度からの検討も必要となることから、最適な節税効果を図るためには、専門家と協議をすることが望ましいと考えられます。上記内容について不明点やご相談事項がある場合には、いつでも最終ページの弊所担当までご連絡ください。なお、本ニュースレターには日本の税制に関する内容が含まれます。制度の適用判断や申告実務への影響は個別事情により異なるため、日本の専門家にもご確認ください。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々
の会計、税務、法令に係るトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

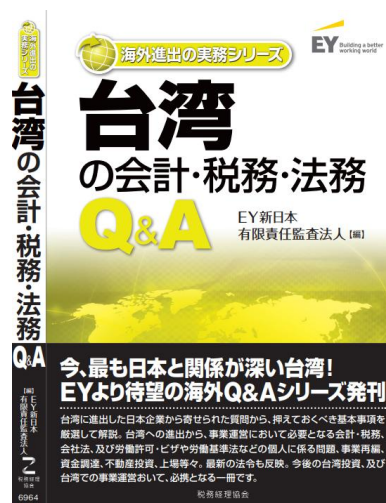
発行月	タイトル
2026年4月	外国人従業員の所得税及び特定専門人材に対する優遇税制の最新規定と留意事項
2026年3月	組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～
2026年2月	租税協定における事業所得の免税にかかる実務と留意点
2026年1月	台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定
2025年12月	外国籍従業員に係る退職金制度と企業の義務及び留意点
2025年11月	台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点
2025年10月	改正産業創新条例10条の1の設備投資租税優遇の適用ポイント
2025年9月	産業創新条例の一部改正のポイントと留意点
2025年8月	移転価格における一括調整の実務と留意点
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024年度の申告に向けて～

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関連する書籍について

これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「台湾投資ガイド(日本語・中文)」及びEY新日本有限責任監査法人より『台湾の会計・税務・法務Q&A』(税務経理協会、2024年)といった書籍を発売しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、ともに最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2026年7月下旬(予定) 2026年7月下旬(予定)	台北(WEB同時配信) 台中	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2026年6月5日	台北(WEB同時配信)	日系企業向け不正リスク対応セミナー
2025年12月18日 2025年12月16日	台北(WEB同時配信) 台中	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2025年7月24日 2025年7月22日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
Michael.Lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
Yishian.Lin@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
Anna.Tsai@tw.ey.com

葉柏良 執業會計師
02 2728 8822
Richard.Yeh@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
Jimmy.HW.Sun@tw.ey.com

吳文實 執業會計師
07 9688 8990
Ben.Wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2728 8867
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 7756 6884
Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 7756 9032
Tomohide.Mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民國の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

APAC NO.14009331
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。二次元バーコードをご利用ください。

